

仕 様 書

1 件名

物品供給契約（非常用備蓄食料等）

2 納入品目，納入数量及び納入場所

別紙のとおりとする。

3 仕様

(1) 災害備蓄用保存水

500ミリリットル入りペットボトルとする。保存期限は5年，納入単位は箱（24本入り）とする。

(2) 非常用保存食

尾西食品株式会社製アルファ米とする（又は同等品以上）。種類は混ぜごはんタイプ，保存期限は5年のものとし，納入単位は箱（50食入り）とする。

〔参考商品〕 尾西食品株式会社製 尾西の田舎ごはん
尾西商品株式会社製 尾西のチキンライス
尾西商品株式会社製 尾西の五目ごはん

4 納入期限

平成30年3月20日（火）

5 その他

(1) 保存水及び保存食の外箱に，納入場所の名称及び「非常時優先業務の遂行」又は「帰宅困難者への対応」の文字を記載したシールを貼付する等の処理を施し，外部から納入場所及び用途が判別できる状態にして納品すること。

(2) 調達物品は新品であること。

(3) 供給者は，納入スケジュールを速やかに水戸地方法務局会計課用度係宛て提出すること。

(4) 納入の際は，各納入場所の担当職員の指示に従うこと。

(5) 配送料，郵送料及びその他仕様書に起因する全ての費用については，供給者が負担すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項については，その都度，水戸地方法務局会計課用度係と協議すること。

別 紙

納入品目，納入数量及び納入場所

納入場所	所在地	品 目 及 び 数 量					
		災 害 備 蓄 用 保 存 水 (箱) 1 箱 5 0 0 m l × 2 4 本 入 り			非 常 用 保 存 食 (箱) 1 箱 5 0 食 入 り		
		非常時優先業務 の遂行	帰宅困難者への 対応	合 計	非常時優先業務 の遂行	帰宅困難者への 対応	合 計
水戸地方法務局	310-0011 茨城県水戸市三の丸一丁目1番 4 2 号 (駿優教育会館)	4	12	16	2	3	5
水戸地方法務局 日立支局	317-0072 茨城県日立市弁天町二丁目13 番1 5 号 (日立法務総合庁舎)	3	9	12	3	3	6
水戸地方法務局 常陸太田支局	313-0013 茨城県常陸太田市山下町1 2 2 1 番地 1	1	15	16	1	4	5
水戸地方法務局 土浦支局	300-0812 茨城県土浦市下高津一丁目1 2 番 9 号	2	11	13	2	3	5
水戸地方法務局 龍ヶ崎支局	301-0822 茨城県龍ヶ崎市 2 9 8 5 番地	2	8	10	3	2	5
水戸地方法務局 鹿嶋支局	314-0032 茨城県鹿嶋市宮下五丁目 2 0 番 地 4	1	15	16	2	4	6
水戸地方法務局 下妻支局	304-0067 茨城県下妻市下妻乙 1 3 0 0 番 地 1	2	15	17	2	4	6
水戸地方法務局 つくば出張所	305-0031 茨城県つくば市吾妻一丁目 1 2 番地 1 (筑波地方合同庁舎)	2	15	17	3	4	7
水戸地方法務局 取手出張所	300-1514 茨城県取手市宮和田 1 7 8 4 番 地 1	2	0	2	1	0	1
水戸地方法務局 筑西出張所	308-0031 茨城県筑西市丙 1 1 6 番地 1 6 (筑西しもだて合同庁舎)	1	0	1	1	0	1
合 計		20	100	120	20	27	47